

沼津市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数条例の一部改正について

沼津市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年9月12日提出

沼津市長 頼 重 秀 一

沼津市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数条例の一部を改正する条例

沼津市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数条例（平成28年条例第44号）の一部を次のように改正する。

第3条中「22人」を「19人」に改める。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現に改正前の沼津市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数条例の規定により在任する農地利用最適化推進委員は、その任期満了の日までの間に限り、なお従前の例により在任するものとする。

3 前項の規定により、なお従前の例により在任するものとされる農地利用最適化推進委員が在任する間の同委員の定数は、なお従前の例による。

「提案理由」

市内の農地面積の減少に伴い、農地利用最適化推進委員の定数を減員するものである。